

組織規則

制定 平成27年3月19日 26規則第6号

(22規則第5号の全部改正)

最終改正 令和6年4月25日 令06規則第1号 一部改正

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、国立研究開発法人産業技術総合研究所組織規程（26規程第72号。以下「組織規程」という。）第51条の規定に基づき、国立研究開発法人産業技術総合研究所（以下「研究所」という。）の組織、職制等について必要な事項を定め、業務の適正かつ効率的な運営を図ることを目的とする。

(組織運営の原則)

第2条 各組織は、業務の実施にあたっては関係各部署と十分に協議することとし、重複又は間隙を生じさせないようにする。

2 各組織は、相互に関連ある業務について、研究所の業務活動が円滑に行われるよう、進んで協調する。

第2章 組織及び所掌業務

第1節 研究推進組織

第1款 研究戦略企画部

(研究戦略企画部)

第3条 研究戦略企画部に、次の5室を置く。

- 一 研究戦略企画室
- 二 連携推進企画室
- 三 技術インテリジェンス室
- 四 研究DX推進室
- 五 エンジニアリング室
- 六 ものづくり基盤加工技術検討室

(研究戦略企画室)

第3条の2 研究戦略企画室は、次の業務を行う。

- 一 研究戦略企画部における業務の総合調整に関すること。
- 二 研究所の研究戦略に係る基本方針の企画及び立案並びに総合調整に関すること。
- 三 研究所の研究の融合に係る基本方針の企画及び立案並びに総合調整に関すること。
- 四 研究所の予算編成の企画及び立案並びに総合調整に関すること（領域及び研究戦略に関するものに限る。）。
- 五 産業技術戦略の外部への提案及び総合調整に関すること。
- 六 研究所の研究戦略に係る業務であって、他の所掌に属しないものに関すること。

(連携推進企画室)

第3条の3 連携推進企画室は、次の業務（他の所掌に属するものを除く。）を行う。

- 一 研究所における企業等との連携に係る企画及び立案並びに総合調整に関すること。
- 二 研究所における企業等への技術移転の推進及び支援に関すること。
- 三 研究所における企業等との連携に係る技術相談の調整に関すること。

（技術インテリジェンス室）

第3条の4 技術インテリジェンス室は、次の業務（他の所掌に属するものを除く。）を行う。

- 一 研究所の技術インテリジェンスに係る基本方針の企画及び立案並びに総合調整に関すること。
- 二 研究所の研究活動の推進に係る情報の収集、調査分析及び提供に関すること。
- 三 国内外の技術インテリジェンス情報に係る情報の収集、調査分析及び提供に関すること。

（研究DX推進室）

第3条の5 研究DX推進室は、次の業務（他の所掌に属するものを除く。）を行う。

- 一 研究所の研究DXの推進に係る基本方針の企画及び立案並びに総合調整に関すること。
- 二 研究所の研究DXの推進に関すること。
- 三 研究所のデータポリシーの策定及び運用に関すること。

（エンジニアリング室）

第3条の6 エンジニアリング室は、研究所の実証プロジェクト等を加速するためのエンジニアリングの推進及びエンジニアリング人材の運用に係る基本方針の企画及び立案並びに総合調整に関する業務（他の所掌に属するものを除く。）を行う。

（ものづくり基盤加工技術検討室）

第3条の7 ものづくり基盤加工技術検討室は、研究所のものづくり基盤加工技術に係る拠点整備、プロジェクト等の推進、人材育成、データベースの構築及び他機関との連携に係る基本方針の企画及び立案並びに総合調整に関する業務（他の所掌に属するものを除く。）を行う。

第2款 研究企画室、連携推進室及び運営室

（研究企画室、連携推進室及び運営室の設置）

第4条 領域及び量子・AI融合技術ビジネス開発グローバル研究センター（第6条第1項及び別表第1において単に「領域」という。）に、別表第1に定める研究企画室及び連携推進室を置く。

2 エレクトロニクス・製造領域に、別表第1に定めるナノプロセッシング施設運営室を置く。

（研究企画室）

第5条 研究企画室は、次の業務を行う。

- 一 領域における研究の推進に係る研究方針、研究戦略、予算編成及び資産運営に係る基本方針の企画及び立案並びに総合調整に関すること。
- 二 領域におけるプロジェクトの企画及び立案並びに総合調整に関すること。
- 三 領域における他領域との連携の推進、プロジェクトの企画及び立案並びに総合調整に関

すること。

四 領域における経済産業省その他関係団体等との調整に関すること。

五 技術研究組合に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。

六 領域における研究ユニットの評価に関すること。

七 領域における特定連携に係る研究及び開発に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。

八 領域における研究の推進に関する業務であって、他の所掌に属しないものに関すること。

2 研究企画室のうち、情報・人間工学領域研究企画室に、研究情報利用推進グループを置く。

3 前項に規定するほか、研究企画室に、別表第2に定めるオープンイノベーションラボラトリー（以下「OIL」という。）を置く。ただし、OILは、それぞれ別表第2の連携研究サイトの欄に掲げる連携研究サイトが廃止されたときに、廃止されるものとする。

（OIL）

第5条の2 OILは、それぞれ別表第2の研究及び開発の内容の欄に定める研究及び開発を行う。

2 OILに、別に定めるところにより、チームを置くことができる。

（連携推進室）

第6条 連携推進室は、次の業務（他の所掌に属するものを除く。）を行う。

一 領域における企業等との連携に係る企画及び立案並びに総合調整に関すること。

二 領域における企業等への技術移転の推進及び支援に関すること。

三 領域における特定連携に係る研究及び開発に関すること（第3項に規定する連携研究ラボに係るものに限る。）。

2 連携推進室のうち、地質調査総合センター連携推進室に、次の2グループを置く。

一 国際連携グループ

二 国内連携グループ

3 前項に規定するほか、連携推進室に、別表第3に定める連携研究ラボを置く。ただし、設置期間は有限とする。

（連携研究ラボ）

第6条の2 連携研究ラボは、それぞれ別表第3の研究及び開発の内容の欄に定める研究及び開発を行う。

（ナノプロセッシング施設運営室）

第6条の3 ナノプロセッシング施設運営室は、ナノプロセッシング施設その他のエレクトロニクス・製造領域において管理する施設等の利用に係る制度の運用及び総合調整並びに当該施設等の管理及び運営に関する業務を行う。

第3款 研究部門

（研究部門の設置等）

第7条 領域に、別表第1に定める研究部門を置く。

- 2 研究部門に、別に定めるところにより、研究グループを置く。
- 3 研究部門に、別に定めるところにより、連携研究室を置くことができる。ただし、設置期間は有限とする。
- 4 研究部門は、研究実施計画に基づき、研究業務等を行う。

第4款 研究センター

(研究センターの設置等)

第8条 領域に、別表第1に定める研究センターを置く。ただし、設置期間は有限とし、別に定めるところにより、研究センターを廃止する。

- 2 研究センターに、別に定めるところにより、研究チームを置く。
- 3 研究センターに、別に定めるところにより、連携研究室を置くことができる。ただし、設置期間は有限とする。
- 4 研究センターは、研究実施計画に基づき、研究業務等を行う。

第5款 地質情報基盤センター

(地質情報基盤センター)

第9条 地質情報基盤センターに、次の4室を置く。

- 一 整備推進室
- 二 出版室
- 三 アーカイブ室
- 四 地質標本館室

(整備推進室)

第10条 整備推進室は、次の業務を行う。

- 一 地質の情報整備等に係る総合調整に関すること。
- 二 地質の調査に係る情報の電子化及び整備に関すること。
- 三 地質の調査に係る情報の利用促進及び地質標準の管理に関すること。
- 四 地質の調査に係る情報のウェブ配信に関すること。
- 五 地質の情報整備等に係る業務であって、他の所掌に属しないものに関すること。

(出版室)

第11条 出版室は、次の業務を行う。

- 一 地質の調査に係る刊行物の編集及び発行に関すること。
- 二 地質の調査に係る刊行物の標準管理に関すること。

(アーカイブ室)

第12条 アーカイブ室は、次の業務を行う。

- 一 地質の調査に係る文献資料及び地質図等の整備及び管理に関すること。
- 二 地質の調査に係る機関アーカイブの整備及び管理に関すること。
- 三 地質の調査に係るメタデータの整備及び管理に関すること。
- 四 地質の調査に係る有料頒布物に関すること。
- 五 地質の調査に係る地質試料等の整備、管理及び利用に関すること。

(地質標本館室)

第13条 地質標本館室は、次の業務を行う。

- 一 地質標本館の運営、展示及び管理に関すること。
- 二 地質の調査に係るアウトリーチに関すること（他の所掌に属するものを除く。）。
- 三 薄片及び研磨片等試料の調製に関すること。

2 地質標本館室に、次の2グループを置く。

- 一 運営グループ
- 二 地質試料調製グループ

第6款 計量標準普及センター

（計量標準普及センター）

第14条 計量標準普及センターに、次の5室及び1センターを置く。

- 一 計量標準調査室
- 二 国際計量室
- 三 標準供給保証室
- 四 標準物質認証管理室
- 五 法定計量管理室
- 六 計量研修センター

（計量標準調査室）

第14条の2 計量標準調査室は、次の業務を行う。

- 一 計量標準（法定計量を含む。以下同じ。）に係る総合調整に関すること。
- 二 計量標準に係る調査に関すること。
- 三 計量標準に係る整備計画の作成に関すること。
- 四 計量標準に係る業務の統一に関すること。
- 五 計量標準の広報、普及及び啓発に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。
- 六 計量標準に係る業務であって、他の所掌に属しないものに関すること。

（国際計量室）

第14条の3 国際計量室は、次の業務を行う。

- 一 計量標準に係る国際活動に関すること。
- 二 計量標準に係る国際条約及び国際相互承認に関すること。
- 三 計量標準に係る国際比較に関すること。
- 四 計量標準に係る国際連携に関すること。
- 五 計量標準に係る国際技術協力に関すること（法定計量管理室の所掌に属するものを除く。）。

（標準供給保証室）

第15条 標準供給保証室は、次の業務を行う。

- 一 計量標準の品質保証システムの運営に関すること（標準物質認証管理室の所掌に属するものを除く。）。
- 二 計量標準に係る試験・校正等の申請の受付及び証明書類の発行に関すること（標準物質認証管理室の所掌に属するものを除く。）。

- 三 計量標準に係る試験・校正等の開始、運営及び廃止に係る業務であって、他の所掌に属しないものに関する事。

(標準物質認証管理室)

第16条 標準物質認証管理室は、次の業務を行う。

- 一 標準物質の認証業務に関する事。
- 二 標準物質の品質保証システムの運営に関する事。
- 三 標準物質の頒布に関する事。
- 四 標準物質の安全管理に関する事。

(法定計量管理室)

第17条 法定計量管理室は、次の業務を行う。

- 一 計量法（平成4年法律第51条）第148条第1項及び第2項に基づく立入検査に関する事。
- 二 法定計量に関する所管官庁、自治体関係機関及び製造事業者との調整に関する事。
- 三 法定計量業務の支援及び広報に関する事（他の所掌に属するものを除く。）。
- 四 法定計量に関する国際技術協力に関する事。

(計量研修センター)

第18条 計量研修センターは、次の業務を行う。

- 一 計量の教習の実施等に関する事。
- 二 計量の教習に係る成果の普及に関する事（他の所掌に属するものを除く。）。
- 三 計量の教習に係る国際技術協力に関する事（国際計量室の所掌に属するものを除く。）。

第2節 本部組織

第1款 企画本部

(企画本部)

第19条 企画本部に、次の7室及び4部を置く。

- 一 企画室
- 二 調整室
- 三 技術政策室
- 四 A I S T S o l u t i o n s 室
- 五 業務評価室
- 六 研究評価室
- 七 大学室
- 八 地域部
- 九 国際部
- 十 知財・標準化推進部
- 十一 産学官契約部

(企画室)

第20条 企画室は、次の業務を行う。

- 一 企画本部における業務の総合調整に関すること。
 - 二 研究所の総合的な経営方針及び内部統制に係る基本方針の企画及び立案並びに総合調整に関すること。
 - 三 研究所の中長期計画及び年度計画に関すること。
 - 四 研究所の業務方法書に関すること。
 - 五 研究所の運営に関する調整、複数の組織にまたがる業務の調整及び経済産業省その他関係団体との調整のうち重要なものの総合調整に関すること（技術政策室の所掌に属するものを除く。）。
 - 六 研究所の内部統制に係る業務に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。
 - 七 理事長が参加する外部委員会への対応に関すること。
 - 八 研究所の業務の企画及び立案並びに総合調整に係る業務であって、他の所掌に属しないものに関すること。
- 2 企画室は、前項各号に規定する業務のほか、東京本部における役員の秘書業務を行う。
（調整室）

第21条 調整室は、次の業務を行う。

- 一 研究所の組織及び人員配置に係る基本方針の企画及び立案並びに総合調整に関すること（技術政策室の所掌に属するものを除く。）。
 - 二 研究所の予算編成、資産運営及び施設使用に係る基本方針の企画及び立案並びに総合調整に関すること（技術政策室の所掌に属するものを除く。）。
 - 三 会計検査院法（昭和22年法律第73号）に規定する検査への対応（以下「会計検査対応」という。）に係る業務のうち、経済産業省との調整に関すること。
 - 四 業務継続計画の策定に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。
- 2 調整室は、前項各号に規定する業務のほか、東京本部における次の業務を行う。
- 一 官庁との事務連絡に関すること。
 - 二 文書、公印及び庶務に関すること。
 - 三 職員及び契約職員（以下「職員等」という。）の勤務及び服務管理に関すること。
 - 四 建物及び施設の管理に関すること。
 - 五 郵便及び宅配便に関すること。
 - 六 事業車両の運行管理に関すること。
 - 七 安全及び衛生に関すること。
 - 八 受託出張に関すること。
 - 九 研究者の受入手続に関すること。
 - 十 外部研究機関の委員会への職員等の派遣に関すること。
 - 十一 使途特定寄附金等及び募集特定寄附金の受入手続に関すること。
 - 十二 東京本部の業務であって、他の所掌に属しないものに関すること。
（技術政策室）

第22条 技術政策室は、次の業務を行う。

- 一 研究所の運営に関する調整、複数の組織にまたがる業務の調整及び経済産業省その他関

係団体との調整のうち重要なものの総合調整に関すること（領域に関するものに限る。）。

二 研究所の組織に係る基本方針の企画及び立案並びに総合調整に関すること（研究推進組織に関するものに限る。）。

三 施設使用に係る基本方針の企画及び立案並びに総合調整に関すること（領域に関するものに限る。）。

四 技術研究組合の制度の整備に関すること。

（A I S T S o l u t i o n s 室）

第23条 A I S T S o l u t i o n s 室は、次の業務を行う。

一 株式会社A I S T S o l u t i o n s との連携に係る基本方針の企画及び立案並びに総合調整に関すること。

二 成果活用等支援法人（科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成20年法律第63号）第34条の6第1項第3号に規定する者をいう。）への出資に係る総合調整に関すること。

三 株式会社A I S T S o l u t i o n s に係る経済産業省その他関係団体との総合調整に関すること（他の所掌に属するものを除く。）

四 社会実装推進責任者が行う業務の支援に関すること。

五 研究所における連携研究ラボ及び連携研究室の設置に係る総合調整に関すること。

六 研究所の研究成果の社会実装の推進に関する研究資源配分に係る総合調整に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。

七 株式会社A I S T S o l u t i o n s との連携に係る業務であって、他の所掌に属しないものに関すること。

（業務評価室）

第24条 業務評価室は、次の業務を行う。

一 研究所の評価に係る業務の企画及び立案並びに総合調整に関すること。

二 経済産業大臣が行う研究所の評価への対応に関すること（研究評価室の所掌に属するものを除く。）。

三 評価に係る業務であって、他の所掌に属しないものに関すること。

（研究評価室）

第25条 研究評価室は、次の業務を行う。

一 経済産業大臣が行う研究所の評価への対応に関すること（研究の評価に関するものに限る。）。

二 研究情報に係るデータベースの整備、調査、維持及び管理に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。

（大学室）

第26条 大学室は、次の業務を行う。

一 大学との連携に関すること。

二 オープンイノベーションラボラトリに係る制度の整備に関すること。

- 三 オープンイノベーションラボラトリに係る研究及び開発の進捗及び実施状況の把握に関すること。
- 四 外部機関との協定、覚書等の締結に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。
- 五 一般寄附金等の受入手続に関すること。
- 六 産学官連携に係る業務であって、他の所掌に属しないものに関すること。

第27条 削除

第1目 地域部

（地域部）

第28条 地域部に、次の2室を置く。

- 一 地域戦略企画室
 - 二 地域連携推進室
- （地域戦略企画室）

第29条 地域戦略企画室は、次の業務（他の所掌に属するものを除く。）を行う。

- 一 地域部における業務の総合調整に関すること。
 - 二 研究所の地域における連携戦略に係る基本方針の企画及び立案並びに総合調整に関すること。
 - 三 研究所の地域における経済活動の活発化に向けたイノベーションの推進に係る基本方針の企画及び立案並びに総合調整に関すること。
 - 四 中小企業、中堅企業等の技術支援及び成果普及に関すること。
 - 五 公設試験研究機関との連携に関すること。
 - 六 産業技術連携推進会議に関すること。
 - 七 地域センターにおける産学官連携活動の支援に関すること。
- （地域連携推進室）

第30条 地域連携推進室は、次の業務を行う。

- 一 産技連ワンストップ全国相談窓口の運営及び技術相談（他の所掌に属するものを除く。）に関すること。
- 二 産総研コンソーシアムの設立手続に関すること。
- 三 関東甲信越静地域に係る経済活動の活発化に向けたイノベーションの推進に関すること。
- 四 関東甲信越静地域に係る連携研究に関する情報の収集及び発信、支援並びに成果普及に関すること。
- 五 関東甲信越静地域に係る産業技術連携推進会議地域部会に関すること。
- 六 産学官連携共同研究施設（つくば本部・情報技術共同研究棟に限る。）の運営に関すること。

第2目 国際部

（国際部）

第31条 国際部に、次の2室を置く。

- 一 国際室

二 経済安全保障推進室

(国際室)

第32条 国際室は、次の業務（他の所掌に属するものを除く。）を行う。

- 一 国際部における業務の総合調整に関すること
- 二 研究所の国際連携に係る企画及び立案並びに総合調整に関すること。
- 三 国際交流に必要な情報の収集及び分析に関すること。
- 四 役員及び職員等（以下「役職員等」という。）並びに研究所の業務を行う者であって役職員等以外の者の外国における安全管理に関すること。
- 五 役職員等の外国派遣及び外国機関に所属する研究者又は国内機関に所属する外国籍の研究者の招聘に関すること。
- 六 外部研究資金の獲得に対する支援に関すること（外国機関が募集するものに限る。）。
- 七 国際活動及び国際連携に係る業務であって、他の所掌に属しないものに関すること。

(経済安全保障推進室)

第33条 経済安全保障推進室は、次の業務（他の所掌に属するものを除く。）を行う。

- 一 研究所の技術情報の管理を含めた経済安全保障の推進に関すること。
- 二 外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）に基づく研究所の安全保障輸出管理の実施に関すること。
- 三 経済安全保障及び安全保障輸出管理の業務に係る内外の動向調査に関すること。
- 四 外部人材受入の事前登録に関すること。

第3目 知財・標準化推進部

(知財・標準化推進部)

第34条 知財・標準化推進部に、次の3室を置く。

- 一 知財・標準化戦略室
- 二 標準化推進室
- 三 知財管理室

(知財・標準化戦略室)

第35条 知財・標準化戦略室は、次の業務を行う。

- 一 知財・標準化推進部における業務の総合調整に関すること。
- 二 知的財産その他の知的資産の戦略に関する企画及び立案並びに総合調整に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。
- 三 知的財産に係る情報の収集及び提供、調査分析並びに戦略提案に関すること。
- 四 研究プロジェクトにおける知的財産取扱方針策定の支援に関すること。
- 五 研究成果の知的財産権化に係る相談に関すること。
- 六 知的財産に係る技術移転に関する契約締結及び管理に関すること。
- 七 知的財産に係る事業者への技術移転の促進に関すること。
- 八 秘密保持契約の締結及び管理に関すること。
- 九 チーフ知財オフィサー及び知財オフィサーが行う業務の支援に関すること。
- 十 標準化に関する基本方針の企画及び立案並びに総合調整に関すること。

- 十一 標準化に関する経済産業省その他関係団体との調整に関すること。（他の所掌に属するものを除く。）。
- 十二 標準化に関する会議の運営に関すること。
- 十三 鉱工業の科学技術に係る試験、分析又は校正に係る申請の受付及び証明書類の発行に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。
- 十四 電気用品安全法（昭和36年法律第234号）第42条の2第2項の規定による適合性検査に関すること。
- 十五 スタートアップ推進に係る基本方針の企画・立案及び支援並びに総合調整に関すること。
- 十六 研究所の成果活用事業者への出資に係る総合調整に関すること。
- 十七 知的財産に係る技術移転及び標準に係る業務であって、他の所掌に属しないものに関すること。

2 知財・標準化戦略室に、次の2グループを置く。

- 一 知財等戦略グループ
- 二 標準化戦略グループ
（標準化推進室）

第36条 標準化推進室は、次の業務を行う。

- 一 研究所における標準化計画の策定の支援に関すること。
- 二 標準に関する情報の収集及び調査分析に関すること。
- 三 標準に関する産業ニーズ及び研究成果に基づく標準化の推進及び支援に関すること。
- 四 チーフ標準化オフィサー及び標準化オフィサーが行う業務の支援に関すること。
- 五 標準に関する適合性評価の業務に関すること。
- 六 標準の認証及び認定に係る適用指針の作成支援及び管理に関すること。
（知財管理室）

第37条 知財管理室は、次の業務を行う。

- 一 知的財産の管理に関する企画及び立案並びに総合調整に関すること。
- 二 知的財産権の取得、登録及び管理に関すること。
- 三 知的財産権の権利承継に関すること。
- 四 知的財産権の補償金に関すること。
- 五 知的財産権持分契約の締結及び管理に関すること。
- 六 知的財産権の侵害に係る業務に関すること。
- 七 知的財産の管理に関する業務であって、他の所掌に属しないものに関すること。

第4目 産学官契約部

（産学官契約部）

第38条 産学官契約部に、次の3室を置く。

- 一 契約管理室
- 二 公的研究契約一室
- 三 公的研究契約二室

(契約管理室)

第39条 契約管理室は、次の業務（他の所掌に属するものを除く。）を行う。

- 一 産学官契約部における業務の総合調整に関すること。
- 二 外部研究資金の獲得に対する支援に関すること（研究助成金に限る。）。
- 三 共同研究契約の管理に関すること。
- 四 受託研究契約の管理に関すること。
- 五 外部研究資金の管理に関すること。
- 六 委託研究契約の管理及び検査に関すること。
- 七 第2号から第5号までの業務に係る外部機関による検査への対応に関すること。
- 八 技術研究組合からのパートナー研究員の受入れ及び技術研究組合事業に参加する職員等の登録に係る覚書の締結に関すること。
- 九 独立行政法人日本学術振興会からの日本国籍の研究者又は日本に永住を許可されている外国籍の研究者の受入手続に関すること。
- 十 共同研究契約、受託研究契約等に係る業務であって、他の所掌に属しないものに関すること。

(公的研究契約一室)

第40条 公的研究契約一室は、次の業務を行う。

- 一 受託研究契約の立案及び締結に関すること。
- 二 委託研究契約の立案及び締結に関すること。
- 三 外部研究資金の獲得に対する支援に関すること（第1号及び前号に掲げるものに限る。）。

(公的研究契約二室)

第41条 公的研究契約二室は、次の業務を行う。

- 一 大学又は公的研究機関との共同研究、相手方からの資金提供を伴わない共同研究、公的資金原資の共同研究、国際共同研究その他の共同研究契約の立案及び締結に関すること。
- 二 外部研究資金の獲得に対する支援に関すること（前号に掲げるものに限る。）。

第2款 運営統括企画部

(運営統括企画部)

第42条 運営統括企画部は、次の業務を行う。

- 一 本部組織（企画本部及び監査室を除く。）及び組織規程第21条第1項第2号に規定するつくばセンター（以下この条において単に「つくばセンター」という。）の運営の統括に係る基本方針の企画及び立案並びに総合調整に関すること（企画本部の所掌に属するものを除く。）。
- 二 本部組織（企画本部及び監査室を除く。）及びつくばセンターのうち複数の組織にまたがる業務の調整に関すること（企画本部の所掌に属するものを除く。）。
- 三 本部組織（企画本部を除く。）及びつくばセンターに関する予算編成の企画及び立案並びに総合調整に関すること。
- 四 業務継続計画の策定に関すること（本部組織及びつくばセンターに関するものに限

る。)

五 国民の保護に関する業務計画の策定に関すること。

第43条及び第44条 削除

第3款 研究環境整備本部

(研究環境整備本部)

第45条 研究環境整備本部に、次の1室及び4部を置く。

- 一 企画室
- 二 環境安全部
- 三 つくば安全管理部
- 四 ファシリティマネジメント部
- 五 施設保全部

(企画室)

第46条 企画室は、次の業務（他の所掌に属するものを除く。）を行う。

- 一 研究環境整備本部における業務の総合調整に関すること。
- 二 研究環境の整備に係る基本方針の企画及び立案並びに総合調整に関すること。
- 三 省エネルギー及び地球温暖化対策に係る基本方針の企画及び立案並びに総合調整に関すること。
- 四 構内セキュリティに係る基本方針の企画及び立案並びに総合調整に関すること。
- 五 T I Aの活動における外部機関との連携に関すること。
- 六 研究環境の整備に係る業務であって、他の所掌に属しないものに関すること。

第1目 環境安全部

(環境安全部)

第47条 環境安全部に、次の3室を置く。

- 一 安全衛生管理室
- 二 化学物質・放射線管理室
- 三 ライフサイエンス実験管理室

(安全衛生管理室)

第48条 安全衛生管理室は、次の業務（他の所掌に属するものを除く。）を行う。

- 一 環境安全部における業務の総合調整に関すること。
- 二 安全衛生の管理に係る基本方針の企画及び立案並びに総合調整に関すること。
- 三 安全衛生に係る体制の整備に関すること。
- 四 安全衛生に係る指導及び監督並びに法令、規程その他遵守すべき事項の周知に関すること。
- 五 環境及び労働安全衛生システムの運用に係る指導及び監督に関すること。
- 六 廃棄物及び研究廃液の処理に係る指導及び監督並びに法令、規程その他遵守すべき事項の周知に関すること。
- 七 省エネルギー及び地球温暖化対策に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。
- 八 防災、災害緊急対応その他災害対策に係る指導及び監督並びに法令、規程その他遵守す

べき事項の周知に関すること。

九 つくばセンターにおける防災及び災害緊急対応に係る基本方針の企画及び立案並びに総合調整に関すること。

十 つくばセンターにおける事故の対応、調査及び再発防止に関すること（重大な事故に限る。）。

十一 環境安全に係る専門人材の育成に関すること。

十二 構内セキュリティに関すること（他の所掌に属するものを除く。）。

十三 安全衛生に係る業務であって、他の所掌に属しないものに関すること。

（化学物質・放射線管理室）

第49条 化学物質・放射線管理室は、次の業務（他の所掌に属するものを除く。）を行う。

一 化学物質及び研究設備並びに放射性同位元素、核燃料物質等の取扱いに係る安全管理に関する基本方針の企画及び立案並びに総合調整に関すること。

二 化学物質及び研究設備の取扱い並びに放射性同位元素、核燃料物質等の取扱い及び管理に係る指導及び監督並びに法令、規程その他遵守すべき事項の周知に関すること。

三 化学物質リスクアセスメントに関すること。

四 放射性同位元素、核燃料物質等の取扱いによる放射線障害の予防対策の推進に関すること。

五 化学物質及び研究設備並びに放射性同位元素、核燃料物質等に係る業務であって、他の所掌に属しないものに関すること。

（ライフサイエンス実験管理室）

第50条 ライフサイエンス実験管理室は、次の業務を行う。

一 ライフサイエンス実験に係る生命倫理及び安全管理に関すること。

二 ライフサイエンス実験に係る指導及び監督並びに法令、規程その他遵守すべき事項の周知に関すること。

三 動物飼育施設の管理及び運営に関すること。

四 ライフサイエンス実験に係る業務であって、他の所掌に属しないものに関すること。

第2目 つくば安全管理部

（つくば安全管理部）

第51条 つくば安全管理部に、次の3室を置く。

一 安全管理室

二 化学物質管理室

三 環境衛生室

（安全管理室）

第52条 安全管理室は、次の業務を行う。

一 つくば安全管理部における業務の総合調整に関すること。

二 つくばセンターにおける安全衛生の管理に関すること。

三 つくばセンターにおける環境及び労働安全衛生システムの運用に関すること。

四 つくばセンターにおける防災及び災害緊急対応に関すること。

- 五 つくばセンターにおける事故の対応、調査及び再発防止に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。
 - 六 つくばセンターにおける事業車両の運行管理に関すること（地質調査用車両、役員等車両及び事業車両のうち研究ユニットが研究、調査等の目的に使用する車両に関するものを除く。）。
 - 七 つくばセンターにおける構内セキュリティに関すること。
 - 八 職員証、入館証、鍵カード及び自動車通行証に関すること。
 - 九 つくばセンターにおける環境及び安全衛生に係る業務であって、他の所掌に属しないものに関すること。
- 2 安全管理室に、北事業所グループを置く。

（化学物質管理室）

第 53 条 化学物質管理室は、次の業務を行う。

- 一 つくばセンターにおける化学物質及び研究設備の取扱い及び管理に関すること。
- 二 つくばセンターにおける化学物質及び研究設備に係る業務であって、他の所掌に属しないものに関すること。

（環境衛生室）

第 54 条 環境衛生室は、次の業務を行う。

- 一 廃棄物及び研究廃液の管理及び処理に関すること。
- 二 つくばセンターにおける省エネルギー及び地球温暖化対策に関すること。
- 三 廃棄物及び研究廃液の管理及び処理、並びにつくばセンターにおける省エネルギー及び地球温暖化対策に係る業務であって、他の所掌に属しないものに関すること。

第 3 目 ファシリティマネジメント部

（ファシリティマネジメント部）

第 55 条 ファシリティマネジメント部に、次の 3 室を置く。

- 一 施設利用室
- 二 施設整備室
- 三 スーパークリーンルーム・工作施設管理室

（施設利用室）

第 55 条の 2 施設利用室は、次の業務を行う。

- 一 ファシリティマネジメント部における業務の総合調整に関すること。
- 二 研究所の土地及びスペースの管理及び利用に係る基本方針の企画及び立案並びに総合調整に関すること。
- 三 研究所の施設及び設備の整備のうち大規模又は特定のものに係る企画及び調整に関すること。
- 四 共用施設として施設利用室に登録された施設、機器及び装置（以下「共用施設等」という。）の利用に係る制度の整備及び運用並びに総合調整に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。

五 国立研究開発法人産業技術総合研究所法（平成 11 年法律第 203 号）第 11 条第 3 項に規定する施設の提供に係る制度の整備及び運用並びに受入手続及び調整に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。

六 施設の運営に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。

七 研究所の土地及びスペースの管理及び利用並びに共用施設等の管理に係る業務であつて、他の所掌に属しないものに関すること。

（施設整備室）

第 55 条の 3 施設整備室は、次の業務を行う。

一 施設及び設備に係る設計及び施工基準の整備に関すること。

二 施設及び設備の建設工事に係る設計、積算、監理、監督及び検査に関すること（大規模又は特定のものに限る。）。

（スーパークリーンルーム・工作施設管理室）

第 55 条の 4 スーパークリーンルーム・工作施設管理室は、次の業務を行う。

一 つくばセンター西事業所に設置されているスーパークリーンルーム及び西 7-E 棟クリーンルームの管理に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。

二 つくばセンター中央事業所 5-4 A 棟に設置されている機械工作施設の管理及び運営に関すること。

第 4 目 施設保全部

（施設保全部）

第 55 条の 5 施設保全部に、次の 3 室を置く。

一 計画室

二 保全室

三 建設室

（計画室）

第 55 条の 6 計画室は、次の業務を行う。

一 施設保全部における業務の総合調整に関すること。

二 研究所の施設及び設備の整備に係る基本方針の企画及び立案並びに総合調整に関すること。

三 施設及び設備に係る申請、届出等に関すること。

四 省エネルギー及び地球温暖化対策の実施（施設及び設備に関するものに限る。）に関すること。

五 施設に係る専門人材の育成に関すること。

六 施設及び設備に係る技術動向調査に関すること。

七 施設及び設備の整備に係る業務であつて、他の所掌に属しないものに関すること。

（保全室）

第 55 条の 7 保全室は、次の業務を行う。

一 施設及び設備に係るデータの収集、情報提供及び情報システムの運用に関すること。

- 二 施設及び設備の保全に係る指導及び監督並びに法令、規程その他遵守すべき事項の周知に関すること。
- 三 施設及び設備の保全に関すること。
- 四 電気工作物の工事、運用及び保安に関すること。
- 五 施設及び設備の建設工事に係る設計、積算、監理、監督及び検査に関すること（施設及び設備の保全に関するものに限る。）。
- 六 施設及び設備の保全に係る業務であって、他の所掌に属しないものに関すること。
（建設室）

第55条の8 建設室は、施設及び設備の建設工事に係る設計、積算、監理、監督及び検査に関する業務（他の所掌に属するものを除く。）を行う。

第4款 総務本部

（総務本部）

第56条 総務本部に、次の5部を置く。

- 一 総務企画部
- 二 DE I 人事部
- 三 経理部
- 四 調達部
- 五 法務・コンプライアンス部

第1目 総務企画部

（総務企画部）

第57条 総務企画部に、次の3室を置く。

- 一 企画室
- 二 情報公開・個人情報保護推進室
- 三 業務改革推進室

（企画室）

第58条 企画室は、次の業務を行う。

- 一 総務本部及び総務企画部における業務の総合調整に関すること。
- 二 研究所の運営基盤、研究ユニット事務、庶務等に係る業務の企画及び立案並びに総合調整に関すること。
- 三 第88条第1項に規定する業務部及び業務室における業務の総合調整に関すること。
- 四 文書及び公印に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。
- 五 職員等の勤務及び服務管理に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。
- 六 つくば本部の役員、上級執行役員、執行役員及び領域長の秘書業務に関すること。
- 七 外部機関による検査及び監査への対応に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。
- 八 役職員等及び研究所の業務を行う者であって役職員等以外の者の外国派遣の渡航手続きに関すること（他の所掌に属するものを除く。）。
- 九 研究所の庶務に係る業務であって、他の所掌に属しないものに関すること。

2 企画室に、次の2グループを置く。

一 企画グループ

二 業務管理グループ

(情報公開・個人情報保護推進室)

第59条 情報公開・個人情報保護推進室は、次の業務を行う。

一 情報公開及び個人情報保護に係る基本方針の企画及び立案並びに総合調整に関すること。

二 情報公開の審査、実施等に関すること。

三 研究所の保有する情報の公開及び提供に関すること。

四 個人情報の本人開示の審査、実施等に関すること。

五 研究所の保有する個人情報の保護の推進に関すること。

(業務改革推進室)

第60条 業務改革推進室は、次の業務を行う。

一 業務改革の推進に係る基本方針の企画及び立案並びに総合調整に関すること。

二 業務効率化の推進に関すること。

第2目 DE I 人事部

(DE I 人事部)

第61条 DE I 人事部に、次の6室を置く。

一 DE I 人事企画室

二 人材マネジメント室

三 人事給与調整室

四 労務室

五 ベネフィット推進室

六 健康管理室

(DE I 人事企画室)

第62条 DE I 人事企画室は、次の業務を行う。

一 DE I 人事部における業務の総合調整に関すること。

二 研究所の人事に係る基本方針の企画及び立案並びに総合調整に関すること。

三 人件費に関すること。

四 障害者の雇用の促進に関すること。

五 研究所のダイバーシティ・エクイティ&インクルージョンの推進に係る基本方針の企画及び立案並びに総合調整に関すること。

六 ダイバーシティ・エクイティ&インクルージョンに係る啓発及び広報に関すること。

七 産総研インターナショナルセンターに関すること。

八 ダイバーシティ・エクイティ&インクルージョンに係るキャリア形成及びワーク・ライフ・バランスの支援に関すること。

九 人事及びダイバーシティ・エクイティ&インクルージョンに係る業務であって、他の所掌に属しないものに関すること。

2 DE I 人事企画室に、次の4グループを置く。

- 一 総括グループ
 - 二 DE I 人事企画グループ
 - 三 A I S T インターナショナルグループ
 - 四 バリアフリー推進グループ
- (人材マネジメント室)

第62条の2 人材マネジメント室は、次の業務を行う。

- 一 役職員等の人事、採用、出向、兼業、個人評価等に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。
- 二 キャリアパス開発及び研修企画に関すること。
- 三 職員等の研修（他の所掌に属するものを除く。）の実施に関すること。
- 四 人材開発に係る業務であって、他の所掌に属しないものに関すること。

2 人材マネジメント室に、次の4グループを置く。

- 一 タレントマネジメントグループ
 - 二 リクルーティンググループ
 - 三 キャリア開発サポートグループ
 - 四 人材評価グループ
- (人事給与調整室)

第63条 人事給与調整室は、次の業務を行う。

- 一 役職員等の給与、任免、休職、雇用契約管理等に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。
- 二 役職員等の栄典、表彰等に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。

2 人事給与調整室に、次の2グループを置く。

- 一 管理グループ
 - 二 給与グループ
- (労務室)

第64条 労務室は、次の業務を行う。

- 一 職員等の労働条件の基準に関すること。
 - 二 労使関係に係る総合調整に関すること。
 - 三 服務規律に関すること。
 - 四 役職員等の処分及び懲戒に関すること。
- (ベネフィット推進室)

第65条 ベネフィット推進室は、次の業務を行う。

- 一 役職員等の福利厚生に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。
- 二 役職員等の災害補償に関すること。
- 三 宿舍に関すること。
- 四 職員等の退職の相談に関すること。
- 五 経済産業省共済組合に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。

六 職員等の社会保険事務に関すること。

2 ベネフィット推進室に、次の4グループを置く。

一 ベネフィット推進グループ

二 社会保険グループ

三 共済組合グループ

四 診療所グループ

(健康管理室)

第66条 健康管理室は、次の業務を行う。

一 役職員等の健康診断、健康管理及び保健指導に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。

二 職員等のメンタルヘルスに関すること。

三 産業医に係る業務に関すること。

第3目 経理部

(経理部)

第67条 経理部に、次の3室を置く。

一 経理室

二 決算室

三 出納室

(経理室)

第68条 経理室は、次の業務を行う。

一 経理部における業務の総合調整に関すること。

二 財務及び会計に係る業務の企画及び立案並びに総合調整に関すること。

三 予算のとりまとめに関すること。

四 予算の領域別情報の管理に関すること。

五 余裕金の運用に関すること。

六 資金の借入及び償還に関すること。

七 中長期計画及び年度計画の予算、収支計画及び資金計画に関すること。

八 年度計画に基づく収入額の確定並びに実行予算の配賦及び示達に関すること。

九 予算の執行管理に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。

十 財務及び会計に係る制度の整備、運用及び推進に関すること。

十一 財務会計システムの管理に関すること。

十二 財務及び会計に係る業務であって、他の所掌に属しないものに関すること。

2 経理室に、次の3グループを置く。

一 総括グループ

二 支出予算グループ

三 収入予算グループ

(決算室)

第69条 決算室は、次の業務を行う。

- 一 決算に関すること。
 - 二 消費税の確定申告に関すること。
 - 三 計算証明に関すること。
 - 四 有形固定資産等の管理の統括に関すること。
- 2 決算室に、次の2グループを置く。
- 一 決算グループ
 - 二 資産グループ
- (出納室)

第70条 出納室は、次の業務を行う。

- 一 資金振替に関すること。
 - 二 金銭の支払、出納及び保管に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。
 - 三 有価証券の管理に関すること。
 - 四 税務に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。
 - 五 旅費の支給に関すること。
- 2 出納室に、次の2グループを置く。
- 一 出納グループ
 - 二 旅費グループ

第4目 調達部

(調達部)

第71条 調達部に、次の4室を置く。

- 一 調達管理室
 - 二 調達室
 - 三 大型調達室
 - 四 検収室
- (調達管理室)

第72条 調達管理室は、次の業務を行う。

- 一 調達部における業務の総合調整に関すること。
 - 二 調達に係る業務の企画及び立案並びに総合調整に関すること。
 - 三 研究所の調達業務の管理及び調整に関すること。
 - 四 調達等合理化計画の策定に関すること。
 - 五 競争参加者の資格審査に関すること。
 - 六 政府調達に関する協定に基づく調達公示の官報掲載に関すること。
- (調達室)

第72条の2 調達室は、次の業務（他の所掌に属するものを除く。）を行う。

- 一 物件の調達に関すること。
- 二 物件の売払及び賃貸並びに役務の提供の契約に関すること（次号を除く。）。
- 三 工事及び工事関連役務の提供の契約に関すること。
- 四 有形固定資産等の管理に関すること。

五 第1号、第2号及び第4号の業務に係る監督及び検査に関すること。

2 調達室に、次の15グループを置く。

- 一 調達Aグループ
- 二 調達Bグループ
- 三 調達Cグループ
- 四 調達Dグループ
- 五 工事調達グループ
- 六 調達北海道グループ
- 七 調達東北グループ
- 八 調達福島グループ
- 九 調達柏グループ
- 十 調達臨海副都心グループ
- 十一 調達中部グループ
- 十二 調達関西グループ
- 十三 調達中国グループ
- 十四 調達四国グループ
- 十五 調達九州グループ

(大型調達室)

第72条の3 大型調達室は、次の業務を行う。

- 一 物件の調達及び役務の提供の契約に関すること（政府調達に関する協定の適用を受けるものに限り、工事及び工事関連役務の提供に関するものを除く。）。
- 二 前号の業務に係る監督に関すること。

(検収室)

第72条の4 検収室は、次の業務（東京本部、つくばセンター及び北陸デジタルものづくりセンターにおける業務に限る。）を行う。

- 一 有形固定資産等の管理に関すること。
- 二 第72条の2第1項第1号及び第2号、前条第1号並びに前号の業務に係る検査に関すること。

第5目 法務・コンプライアンス部

(法務・コンプライアンス部)

第73条 法務・コンプライアンス部に、次の3室を置く。

- 一 法務室
- 二 訟務室
- 三 コンプライアンス推進室

(法務室)

第74条 法務室は、次の業務を行う。

- 一 法務・コンプライアンス部における業務の総合調整に関すること。
- 二 法務に係る業務の企画及び立案並びに総合調整に関すること。

- 三 業務方法書、規程、規則及び要領の審査に関する事。
 - 四 研究所が締結する契約の審査に関する事。
 - 五 役職員等の倫理の保持に関する事（他の所掌に属するものを除く。）。
 - 六 法律相談に関する事（他の所掌に属するものを除く。）。
 - 七 法務に係る業務であって、他の所掌に属しないものに関する事。
- （訟務室）

第75条 訟務室は、次の業務（他の所掌に属するものを除く。）を行う。

- 一 不服審査に係る業務に関する事。
- 二 訴訟に係る業務に関する事。

（コンプライアンス推進室）

第76条 コンプライアンス推進室は、次の業務を行う。

- 一 研究所のコンプライアンスの推進及びリスク管理に係る基本方針の企画及び立案並びに総合調整に関する事。
- 二 研究所の内部統制に関する事（研究所のコンプライアンスの推進及びリスク管理に関するものに限る。）。
- 三 研究所のリスク評価に関する事。
- 四 通報制度に関する事。
- 五 研究記録に関する事。
- 六 研究所のコンプライアンスの推進及びリスク管理に係る業務であって、他の所掌に属しないものに関する事。

第5款 ブランディング・広報部

（ブランディング・広報部）

第77条 ブランディング・広報部に、次の3室を置く。

- 一 ブランド戦略室
- 二 報道室
- 三 広報室

（ブランド戦略室）

第77条の2 ブランド戦略室は、次の業務を行う。

- 一 ブランディング・広報部における業務の総合調整に関する事。
- 二 研究所のブランディング・広報に係る基本方針の企画及び立案並びに総合調整に関する事。
- 三 研究所のブランディング・広報活動の推進に係る情報の収集及び調査分析に関する事（他の所掌に属するものを除く。）。
- 四 コーポレートアイデンティティの推進・管理に関する事。
- 五 ブランディング・広報に係る業務であって、他の所掌に属しないものに関する事。

2 ブランド戦略室に、次の3グループを置く。

- 一 総括グループ
- 二 企画グループ

三 ブランドマネジメントグループ

(報道室)

第78条 報道室は、次の業務を行う。

- 一 マスメディアを通じた情報発信に関すること。
- 二 報道情報の収集に関すること。

(広報室)

第79条 広報室は、次の業務（他の所掌に属するものを除く。）を行う。

- 一 研究所の広報コンテンツの制作及び発信に関すること。
- 二 研究所の催し物及び出展に関すること（研究所の名義使用に関するものを含む。）。
- 三 展示室の運営に関すること。

2 広報室に、次の2グループを置く。

- 一 コンテンツ制作グループ
- 二 コミュニケーショングループ

第6款 セキュリティ・情報化推進部

(セキュリティ・情報化推進部)

第80条 セキュリティ・情報化推進部に、次の3室を置く。

- 一 企画室
- 二 サイバーセキュリティ室
- 三 情報システム室

(企画室)

第81条 企画室は、次の業務を行う。

- 一 セキュリティ・情報化推進部における業務の総合調整に関すること。
- 二 研究所の情報セキュリティ及び情報システムの高度化に係る基本方針の企画及び立案並びに総合調整に関すること。
- 三 情報セキュリティ及び情報システムに係る専門人材の育成に関すること。
- 四 情報セキュリティ及び情報システムに係る業務であって、他の所掌に属しないものに関すること。

(サイバーセキュリティ室)

第82条 サイバーセキュリティ室は、次の業務を行う。

- 一 研究所の情報セキュリティ対策の企画、調整及び推進に関すること。
- 二 サイバーセキュリティに係る先導的情報技術の調査及び導入に関すること。
- 三 情報ネットワーク及び関連システムの企画及び管理に関すること。

(情報システム室)

第83条 情報システム室は、次の業務を行う。

- 一 業務用の情報システムに係る調整に関すること。
- 二 業務用の情報機器の管理に関すること。
- 三 イントラ業務システムの管理に関すること。

第7款 イノベーション人材部

(イノベーション人材部)

第84条 イノベーション人材部に、次の1室を置く。

一 イノベーション人材室

(イノベーション人材室)

第85条 イノベーション人材室は、次の業務を行う。

- 一 イノベーション人材部における業務の総合調整に関すること。
- 二 イノベーション創出に貢献できる人材の育成に係る基本方針の企画及び立案並びに総合調整に関すること(他の所掌に属するものを除く。)
- 三 イノベーションスクールの運営、キャリア開発支援等に関すること。
- 四 デザインスクールの運営に関すること。

2 イノベーション人材室に、次の1グループ及び2事務局を置く。

- 一 企画グループ
- 二 イノベーションスクール事務局
- 三 デザインスクール事務局

第86条 削除

第8款 監査室

(監査室)

第87条 監査室は、次の業務を行う。

- 一 財務監査、業務監査、コンプライアンス監査その他の内部監査に関すること。
- 二 会計検査対応に関すること(他の所掌に属するものを除く。)
- 三 監事の業務の支援に関すること。

2 監査室に、次の2グループを置く。

- 一 企画グループ
- 二 監査グループ

第3節 事業組織

(業務部及び業務室)

第88条 つくばセンターに、業務部を置く。

- 2 業務部に、別表第4に定める室を置く。
- 3 業務部に置かれる室に、別表第4に定めるグループを置く。
- 4 事業組織(東京本部及びつくばセンターを除く。)に、別表第5に定める業務室を置く。
- 5 業務室に、別表第5に定めるグループを置く。
- 6 業務部に置かれる室及び業務室(以下「業務室等」という。)は、その管轄する事業所等(業務部に置かれる室にあっては、つくばセンターのうち別に定める範囲)における次の業務(別表第4及び別表第5の除外業務欄の業務並びに他の所掌に属するものを除く。)を行う。
 - 一 研究ユニットにおける予算管理、文書管理、個人情報管理その他の研究ユニット事務に関すること。
 - 二 文書、公印及び庶務に関すること。

- 三 役職員等の人事、給与、表彰等に関する事。
- 四 福利厚生、経済産業省共済組合及び健康管理に関する事（次号を除く。）。
- 五 経済産業省共済組合に係る診療所の管理及び運営に関する事。
- 六 職員等の勤務、労務管理及びサービス管理に関する事。
- 七 郵便及び宅配便に関する事。
- 八 事業車両の運行管理に関する事（つくばセンターにおける地質調査用車両に関するものを除く。）。
- 九 予算の管理に関する事。
- 十から十五まで 削除
- 十六 金銭の支払、出納及び保管に関する事。
- 十七から十九まで 削除
- 二十 廃棄物及び研究廃液の管理及び処理に関する事。
- 二十一 環境及び安全衛生に係る指導、監督及び体制整備並びに管理に関する事。
- 二十二 環境及び労働安全衛生システムの運用に関する事。
- 二十三 防災、災害緊急対応その他災害対策に関する事。
- 二十四 施設の運営に関する事。
- 二十五 情報セキュリティに関する事。
- 二十六 受託出張に関する事。
- 二十七 研究者の受入手続に関する事。
- 二十八 外部研究機関の委員会への職員等の派遣に関する事。
- 二十九 使途特定寄附金等及び募集特定寄附金の受入手続に関する事。
- 三十 産総研技術移転ベンチャーを創業しようとする者及び創業し技術移転を受けた者に対する支援に関する事。
- 三十一 図書等の貸借、文献複写等の業務に関する事。
- 三十二 図書室の運営及び管理並びに外部研究機関との文献交換に関する事。
- 三十三 研究所の図書及び雑誌の国立国会図書館への納本に関する事。
- 三十四 管轄する事業所等における業務であって、他の所掌に属しないものに関する事。
(産学官連携推進室)

第89条 事業組織（東京本部及びつくばセンターを除く。）に、産学官連携推進室を置く。

2 産学官連携推進室は、その管轄する事業所等における次の業務（他の所掌に属するものを除く。）を行う。

- 一 地域における経済活動の活発化に向けたイノベーションの推進に関する事。
- 二 連携研究に関する情報の収集及び発信に係る業務の支援に関する事。
- 三 受託出張に関する事（福島再生可能エネルギー研究所及び柏センターにおける業務に限る。次号から第6号までにおいて同じ。）。
- 四 研究者の受入手続に関する事。
- 五 外部研究機関の委員会への職員等の派遣に関する事。
- 六 使途特定寄附金等及び募集特定寄附金の受入手続に関する事。

- 七 技術相談の支援に関する事。
- 八 産総研技術移転ベンチャーを創業しようとする者及び創業し技術移転を受けた者に対する支援に関する事。
- 九 国際活動及び国際連携に係る業務の支援に関する事。
- 十 ブランディング・広報及び成果普及に関する事。
- 十一 技術研究組合に関する事（福島再生可能エネルギー研究所及び柏センターにおける業務を除く。）。
- 十二 産業技術連携推進会議地域部会に係る業務の支援に関する事（福島再生可能エネルギー研究所、柏センター、臨海副都心センター及び北陸デジタルものづくりセンターにおける業務を除く。）。
- 十三 外部機関との協定に係る業務の支援に関する事。
- 十四 産総研コンソーシアムに係る業務の支援に関する事。
- 十五 産学官連携共同研究施設の運営に関する事。
- 十六 前各号に規定する業務のほか、その管轄する事業所等における産学官連携に係る業務の支援に関する事。

（分散電源施設運営室）

第90条 福島再生可能エネルギー研究所に、分散電源施設運営室を置く。

- 2 分散電源施設運営室は、福島再生可能エネルギー研究所における次の業務を行う。
 - 一 分散電源の評価及び研究に係る施設、機器及び装置（以下「分散電源施設」という。）の利用に関する制度の整備及び運用並びに総合調整に関する事。
 - 二 分散電源施設を利用した評価及び研究の支援に関する事。
 - 三 分散電源の評価及び研究に係る業務であって、他の所掌に属しないものに関する事。

第4節 特別の組織

第91条から第96条まで 削除

（量子・AI融合技術ビジネス開発グローバル研究センター）

第97条 量子・AI融合技術ビジネス開発グローバル研究センターに、次の1室を置く。

- 一 企画室

第97条の2 企画室は、量子・AI融合技術ビジネス開発グローバル研究センターにおける次の業務（他の所掌に属するものを除く。）を行う。

- 一 研究の推進に係る研究方針、研究戦略、予算編成及び資産運営に係る基本方針の企画及び立案並びに総合調整に関する事。
- 二 プロジェクトの企画及び立案並びに総合調整に関する事。
- 三 領域との連携の推進、プロジェクトの企画及び立案並びに総合調整に関する事。
- 四 経済産業省その他関係団体等との調整に関する事。
- 五 量子・AI融合技術ビジネス開発に係るグローバル拠点の整備に関する事。
- 六 研究の推進に関する業務であって、他の所掌に属しないものに関する事。

第97条の3 量子・AI融合技術ビジネス開発グローバル研究センターに、別に定めるところにより、チームを置く。

第3章 職制

第1節 事業所等

(所長代理)

第98条 研究拠点(つくばセンターを除く。)に、所長代理を置くことができる。

2 所長代理は、所長を代理し、その所掌する業務を整理する。

(つくばセンターの次長)

第99条 つくばセンターに、次長を置くことができる。

2 つくばセンターに置かれた次長は、所長の命を受けて、その所掌する業務のうち特定の業務を整理する。

第2節 研究推進組織

第1款 研究戦略企画部

(プロジェクトマネージャー)

第99条の2 研究戦略企画部に、プロジェクトマネージャーを置くことができる。

2 プロジェクトマネージャーは、複数の領域にまたがる特定の研究課題に係る業務を整理する。

第2款 研究企画室及び連携推進室

(研究企画室長)

第99条の3 研究企画室に、研究企画室長を置く。

2 研究企画室長は、研究企画室の業務を統括管理する。

(ラボ長及び副ラボ長)

第100条 O I Lに、ラボ長を置く。

2 O I Lに、副ラボ長を置くことができる。

3 ラボ長は、O I Lの業務を統括管理する。

4 副ラボ長は、ラボ長を補佐する。

(ラボチーム長)

第101条 O I Lに置かれるチームに、ラボチーム長を置く。

2 ラボチーム長は、チームの業務を整理する。

(ラボ研究主幹)

第102条 O I Lに、ラボ研究主幹を置くことができる。

2 ラボ研究主幹は、ラボ長の命により、O I Lの研究実施に係る業務を整理する。

(連携研究ラボ長及び副連携研究ラボ長)

第103条 連携研究ラボに、連携研究ラボ長を置く。

2 連携研究ラボに、副連携研究ラボ長を置くことができる。

3 連携研究ラボ長は、連携研究ラボの業務を統括管理する。

4 副連携研究ラボ長は、連携研究ラボ長を補佐し、連携研究ラボの業務を整理する。

第3款 研究部門

(副研究部門長)

第104条 研究部門に、副研究部門長を置くことができる。

2 副研究部門長は、研究部門長を補佐する。

(研究グループ長)

第105条 研究グループに、研究グループ長を置く。

2 研究グループ長は、研究グループの業務を整理する。

第4款 研究センター

(副研究センター長)

第106条 研究センターに、副研究センター長を置くことができる。

2 副研究センター長は、研究センター長を補佐する。

(研究チーム長)

第107条 研究チームに、研究チーム長を置く。

2 研究チーム長は、研究チームの業務を整理する。

第5款 地質情報基盤センター及び計量標準普及センター

(地質情報基盤センター及び計量標準普及センターの次長)

第108条 地質情報基盤センター及び計量標準普及センターに、次長を置くことができる。

2 次長は、所属する部署の長を補佐する。

(地質専門主務)

第108条の2 地質情報基盤センター及びその内部組織に、地質専門主務を置くことができる。

2 地質専門主務は、極めて高度の専門的な知識、経験等に基づき、地質情報の管理及び社会利用促進に関する業務を処理する。

(計量標準専門主務)

第108条の3 計量標準普及センター及びその内部組織に、計量標準専門主務を置くことができる。

2 計量標準専門主務は、極めて高度の専門的な知識、経験等に基づき、計量標準の普及及び品質管理並びに計量教習等に関する業務を処理する。

(計量研修センターのセンター長及び副センター長)

第109条 計量研修センターに、センター長を置く。

2 計量研修センターに、副センター長を置くことができる。

3 センター長は、計量研修センターの業務を統括管理する。

4 副センター長は、センター長を補佐し、計量研修センターの業務を整理する。

第6款 研究ユニット

(連携研究室長及び副連携研究室長)

第110条 連携研究室に、連携研究室長を置く。

2 連携研究室に、副連携研究室長を置くことができる。

3 連携研究室長は、連携研究室の業務を統括管理する。

4 副連携研究室長は、連携研究室長を補佐し、連携研究室の業務を整理する。

第111条 削除

第3節 本部組織

第1款 企画本部

(本部長代理)

第112条 企画本部に、本部長代理を置くことができる。

2 本部長代理は、企画本部長を代理し、その所掌する業務を整理する。

第113条 削除

第114条 削除

(技術移転マネージャー)

第115条 知財・標準化戦略室に、技術移転マネージャーを置くことができる。

2 技術移転マネージャーは、技術移転に係る業務を整理する。

第116条 削除

第2款 総務本部

(契約審査役)

第117条 調達部に、契約審査役を置くことができる。

2 契約審査役は、調達部長の命を受けて、契約に係る要求仕様及び契約方法の審査を行う。

第3款 イノベーション人材部

(イノベーションスクール事務局及びデザインスクール事務局の事務局長)

第118条 イノベーションスクール事務局及びデザインスクール事務局に、事務局長を置く。

2 事務局長は、事務局の業務を統括管理する。

第4節 事業組織

(所長補佐)

第119条 事業組織（東京本部及びつくばセンターを除く。）に、所長補佐を置くことができる。

2 所長補佐は、所長を補佐し、その所掌する業務のうち事業組織の産学官連携に関する業務を整理する。

第5節 特別の組織

第120条及び第121条 削除

(量子・AI融合技術ビジネス開発グローバル研究センターの副センター長)

第122条 量子・AI融合技術ビジネス開発グローバル研究センターに、副センター長を置くことができる。

2 副センター長は、量子・AI融合技術ビジネス開発グローバル研究センター長を補佐し、量子・AI融合技術ビジネス開発グローバル研究センターの業務を整理する。

(量子・AI融合技術ビジネス開発グローバル研究センターのチーム長)

第123条 量子・AI融合技術ビジネス開発グローバル研究センターに置かれるチームに、チーム長を置く。

2 チーム長は、チームの業務を統括管理する。

第6節 共通

(副本部長)

第124条 企画本部、研究環境整備本部及び総務本部に、副本部長を置くことができる。

2 副本部長は、本部長を補佐し、所属する部署の担当業務の企画及び立案に参画する。
(部長)

第125条 部（研究戦略企画部、運営統括企画部、ブランディング・広報部、セキュリティ・情報化推進部及びイノベーション人材部を除く。以下この条において同じ。）に、部長を置く。

2 部長は、部の業務を統括管理する。
(総括次長)

第126条 研究戦略企画部及び運営統括企画部に総括次長を置くことができる。

2 総括次長は、部長の命を受けて、その所掌する業務のうち特定の業務を総括整理する。
(部の次長)

第126条の2 部に、次長を置くことができる。

2 部に置かれた次長は、部長を補佐する。
(部総括)

第127条 部（研究戦略企画部を除く。以下この条において同じ。）に、部総括を置くことができる。

2 部総括は、部長の命により、部の業務のうち特定の業務を整理する。
(室長及び室長代理)

第128条 室（研究企画室、監査室及び連携研究室を除く。第3項において同じ。）に、室長を置く。

2 室（連携研究室を除く。第4項において同じ。）に、室長代理を置くことができる。
3 室長は、室の業務を統括管理する。
4 室長代理は、室長を補佐し、室の業務を整理する。
(グループ長及びグループ長代理)

第129条 グループに、グループ長を置く。

2 調達室及び業務室等に置かれるグループに、グループ長代理を置くことができる。
3 グループ長は、グループの業務を整理する。
4 グループ長代理は、グループ長を補佐し、グループの業務を整理する。
(総括主幹、キャリア主幹、主務、主幹、総括主査、研究主査、主査及び職員)

第130条 研究推進組織（研究戦略企画部、研究企画室、連携推進室、ナノプロセッシング施設運営室、地質情報基盤センター及び計量標準普及センターに限る。以下この条において同じ。）、本部組織、事業組織（東京本部を除く。以下この条において同じ。）及び特別の組織並びにそれらの内部組織（O I L及びその内部組織、連携研究ラボ、グループ、事務局並びに量子・A I 融合技術ビジネス開発グローバル研究センターに置かれるチームを除く。）に、総括主幹を置くことができる。

2 研究推進組織、本部組織、事業組織及び特別の組織並びにそれらの内部組織（O I L及びその内部組織、連携研究ラボ並びに量子・A I 融合技術ビジネス開発グローバル研究センターに置かれるチームを除く。）に、キャリア主幹、総括主査、主査及び職員を置くことができる。

- 3 研究推進組織及び本部組織並びにそれらの内部組織（O I L及びその内部組織並びに連携研究ラボを除く。）に、主務、主幹及び研究主査を置くことができる。
- 4 総括主幹は、所属する部署の特定の業務を総括整理する。
- 5 キャリア主幹は、所属する部署の担当業務を整理するとともに、所属する部署の主務、主幹、総括主査、研究主査、主査又は職員に対し、その業務の円滑な遂行のために必要な助言、支援等を行う。
- 6 主務は、所属する部署の業務のうち極めて高度の技能又は経験を必要とする業務を処理する。
- 7 主幹は、所属する部署の業務のうち特に高度の技能又は経験を必要とする業務を処理する。
- 8 総括主査は、所属する部署の担当業務を整理する。
- 9 研究主査は、所属する部署の業務のうち高度の技能又は経験を必要とする業務を処理する。
- 10 主査は、所属する部署の困難な業務を担当し、それを処理する。
- 11 職員は、所属する部署の担当業務を処理する。
（キャリアエキスパート及びキャリアリサーチャー）

第130条の2 研究推進組織、本部組織、事業組織及び特別の組織並びにそれらの内部組織に、キャリアエキスパートを置くことができる。

- 2 研究ユニット及びその内部組織並びに量子・A I 融合技術ビジネス開発グローバル研究センターに置かれるチームに、キャリアリサーチャーを置くことができる。
- 3 前二項に規定するキャリアエキスパート及びキャリアリサーチャーをキャリア職員という。
- 4 キャリアエキスパートは、研究支援型のキャリア職員として、所属する部署の担当業務を整理し、又は処理する。
- 5 キャリアリサーチャーは、研究実施型のキャリア職員として、所属する部署の担当業務を整理し、又は処理する。

（審議役）

第131条 研究推進組織（研究戦略企画部及び領域に限る。）、本部組織（監査室を除く。以下この条において同じ。）、事業組織（東京本部及びつくばセンターを除く。）及び特別の組織並びに本部組織及び事業組織に置かれる部に、審議役を置くことができる。

- 2 審議役は、所属する部署の業務のうち重要な業務の企画及び立案に参画する。

（総括企画主幹、企画主幹及び企画主査）

第132条 研究戦略企画部、領域、研究企画室、連携推進室、本部組織（監査室を除く。以下この条において同じ。）及び特別の組織並びに本部組織に置かれる部に、総括企画主幹を置くことができる。

- 2 研究戦略企画部、研究企画室、連携推進室、ナノプロセッシング施設運営室、本部組織及び特別の組織並びにそれらの内部組織（O I L及びその内部組織、連携研究ラボ並びに特別の組織に置かれるチームを除く。）に、企画主幹及び企画主査を置くことができる。

- 3 総括企画主幹は、所属する部署の担当業務の企画及び立案に係る業務を総括整理する。
- 4 企画主幹は、所属する部署の担当業務の企画及び立案に係る業務を整理する。
- 5 企画主査は、所属する部署の担当業務の企画及び立案に係る業務を処理する。
(チーフ連携オフィサー及び連携オフィサー)

第133条 研究戦略企画部、連携推進室、企画本部、事業組織（東京本部及びつくばセンターを除く。以下この条において同じ。）及び特別の組織に、チーフ連携オフィサーを置くことができる。

- 2 研究戦略企画部、連携推進室、研究ユニット（O I L及び連携研究ラボを除く。）、企画本部及びその内部組織（グループを除く。）、事業組織並びに特別の組織及びその内部組織（チームを除く。）に、連携オフィサーを置くことができる。
- 3 チーフ連携オフィサーは、所属する部署の長の命を受けて、外部との大型連携プロジェクトの創出、研究所の大型プロジェクト及び大型研究支援プロジェクトの業務の調整を行う。
- 4 連携オフィサーは、所属する部署の長の命を受けて、研究における技術シーズを把握し、外部から入るニーズ情報とのマッチング、研究における連携及び成果活用のハブ機能の業務を整理する。
(チーフ知財オフィサー及び知財オフィサー)

第134条 企画本部に、チーフ知財オフィサーを置くことができる。

- 2 研究戦略企画部、連携推進室、研究ユニット（O I L及び連携研究ラボを除く。）、知財・標準化推進部及びその内部組織（グループを除く。）、事業組織（東京本部及びつくばセンターを除く。）並びに特別の組織に、知財オフィサーを置くことができる。
- 3 チーフ知財オフィサーは、企画本部長又は企画本部の本部長代理の命を受けて、研究所の知的財産のマネジメントの強化の業務の調整を行う。
- 4 知財オフィサーは、所属する部署の長の命を受けて、知的財産戦略の策定及び遂行、技術シーズの知的財産権化、知的財産情報調査、技術移転等の業務を整理する。
(チーフ標準化オフィサー及び標準化オフィサー)

第135条 企画本部に、チーフ標準化オフィサーを置くことができる。

- 2 知財・標準化推進部及びその内部組織（グループを除く。）に、標準化オフィサーを置くことができる。
- 3 チーフ標準化オフィサーは、企画本部長又は企画本部の本部長代理の命を受けて、研究所の標準化の業務の調整を行う。
- 4 標準化オフィサーは、所属する部署の長の命を受けて、標準化戦略の策定及び遂行、標準に関する産業ニーズ及び研究成果に基づく標準化等の業務を整理する。
(連携主務、連携主幹及び連携主査)

第136条 研究戦略企画部、研究企画室、連携推進室、研究ユニット（O I L及び連携研究ラボを除く。）、企画本部、事業組織（東京本部及びつくばセンターを除く。）及び特別の組織並びにそれらの内部組織（O I L、連携研究ラボ、研究ユニットの内部組織、業務室及びその内部組織並びに特別の組織に置かれるチームを除く。）に、連携主務、連携主幹及び連携主査を置くことができる。

- 2 連携主務は、チーフ連携オフィサー、連携オフィサー、チーフ知財オフィサー、知財オフィサー、チーフ標準化オフィサー若しくは標準化オフィサーを補佐し、又は連携オフィサー、知財オフィサー若しくは標準化オフィサーと協力して、研究における連携及び成果活用の支援業務を総括整理する。
- 3 連携主幹は、チーフ連携オフィサー、連携オフィサー、チーフ知財オフィサー、知財オフィサー、チーフ標準化オフィサー、標準化オフィサー若しくは連携主務を補佐し、又は連携オフィサー、知財オフィサー、標準化オフィサー若しくは連携主務と協力して、研究における連携及び成果活用の支援業務を整理する。
- 4 連携主査は、チーフ連携オフィサー、連携オフィサー、チーフ知財オフィサー、知財オフィサー、チーフ標準化オフィサー、標準化オフィサー、連携主務若しくは連携主幹を補佐し、又は連携オフィサー、知財オフィサー、標準化オフィサー、連携主務若しくは連携主幹と協力して、研究における連携及び成果活用の支援業務を処理する。
(首席研究員、総括研究主幹、上級主任研究員、研究主幹、特定技術担当主務、特定技術担当主幹、特定技術担当主査、技術担当主務、技術担当主幹、技術担当主査、主任研究員及び研究員)

第136条の2 研究ユニット（O I L及び連携研究ラボを除く。）及び量子・A I融合技術ビジネス開発グローバル研究センターに、首席研究員及び総括研究主幹を置くことができる。

- 2 研究ユニット及びその内部組織並びに量子・A I融合技術ビジネス開発グローバル研究センターに置かれるチームに、上級主任研究員、研究主幹、特定技術担当主務、特定技術担当主幹、特定技術担当主査、技術担当主務、技術担当主幹、技術担当主査、主任研究員及び研究員を置くことができる。
- 3 首席研究員は、所属する部署において他の研究者の指導にあたりるとともに、特別な研究を行う。
- 4 総括研究主幹は、所属する部署の長の命を受けて、研究実施に係る業務を総括整理する。
- 5 上級主任研究員は、所属する部署の長の命を受けて、担当業務を整理する。
- 6 研究主幹は、所属する部署の長の命を受けて、研究実施に係る業務を整理する。
- 7 特定技術担当主務は、所属する部署の長の命を受けて、極めて高度の技能又は経験を必要とする特定の技術に係る専門的な業務を処理する。
- 8 特定技術担当主幹は、所属する部署の長の命を受けて、特に高度の技能又は経験を必要とする特定の技術に係る専門的な業務を処理する。
- 9 特定技術担当主査は、所属する部署の長の命を受けて、高度の技能又は経験を必要とする特定の技術に係る専門的な業務を処理する。
- 10 技術担当主務は、所属する部署の長の命を受けて、極めて高度の技能又は経験を必要とする特定の技術支援に係る専門的な業務を処理する。
- 11 技術担当主幹は、所属する部署の長の命を受けて、特に高度の技能又は経験を必要とする特定の技術支援に係る専門的な業務を処理する。
- 12 技術担当主査は、所属する部署の長の命を受けて、高度の技能又は経験を必要とする特定の技術支援に係る専門的な業務を処理する。

13 主任研究員は、所属する部署の担当業務を整理する。

14 研究員は、所属する部署の担当業務を処理する。

(総括主任技師、主任技師、技師)

第136条の3 研究推進組織、本部組織、事業組織及び特別の組織並びにそれらの内部組織に、総括主任技師、主任技師及び技師を置くことができる。

2 総括主任技師は、所属する部署の技術的な業務のうち特に高度の技能又は経験を必要とする業務を処理する。

3 主任技師は、所属する部署の技術的な業務のうち高度の技能又は経験を必要とする業務を処理する。

4 技師は、所属する部署の技術的な業務のうち困難な業務を処理する。

(産業技術総括調査官及び産業技術企画調査員)

第137条 企画本部、企画本部の企画室及び事業組織（東京本部及びつくばセンターに置かれる事業所を除く。）に、産業技術総括調査官及び産業技術企画調査員を置くことができる。

2 産業技術総括調査官は、所属する部署の長の命を受けて、所属する部署の所掌業務に関する重要事項についての調査を行う。

3 産業技術企画調査員は、所属する部署の長の命を受けて、所属する部署の所掌業務に関する特定事項についての調査を行う。

第7節 情報化統括責任者補佐

(情報化統括責任者補佐)

第138条 情報化統括責任者の下に、情報化統括責任者補佐を置く。

2 情報化統括責任者補佐は、情報化統括責任者を補佐し、研究所の情報化戦略の企画及び立案への参画並びに研究所の情報化に関する業務の実施の調整を行う。

第4章 雑則

(補職)

第139条 特殊な業務に従事する者に対して、その業務を表す適切な名称があり、かつ、その使用が必要と理事長が認める場合には、職制の職名に加えて、当該名称を職制で定める職名を補う補職として発令することができる。

附 則（26規則第6号・全部改正）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（27規則第1号・一部改正）

この規則は、平成27年5月1日から施行する。

附 則（27規則第2号・一部改正）

この規則は、平成27年10月1日から施行する。

附 則（27規則第4号・一部改正）

この規則は、平成27年11月1日から施行する。

附 則（27規則第5号・一部改正）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（28規則第1号・一部改正）

この規則は、平成28年6月1日から施行する。

附 則（28規則第4号・一部改正）

この規則は、平成28年6月6日から施行する。

附 則（28規則第5号・一部改正）

この規則は、平成28年7月1日から施行する。ただし、別表第1の改正規定（数値先端材料モデリングOILに関する部分に限る。）は、平成28年6月30日から施行する。

附 則（28規則第6号・一部改正）

この規則は、平成28年7月29日から施行する。

附 則（28規則第7号・一部改正）

この規則は、平成28年10月1日から施行する。

附 則（28規則第8号・一部改正）

この規則は、平成29年1月6日から施行する。ただし、別表第1の改正規定（水素材料強度ラボラトリに関する部分に限る。）は、平成29年1月11日から施行する。

附 則（28規則第9号・一部改正）

この規則は、平成29年2月1日から施行する。

附 則（28規則第10号・一部改正）

この規則は、平成29年2月20日から施行する。

附 則（28規則第11号・一部改正）

この規則は、平成29年3月1日から施行する。

附 則（28規則第12号・一部改正）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（29規則第1号・一部改正）

この規則は、平成29年6月1日から施行する。

附 則（29規則第2号・一部改正）

この規則は、平成29年8月1日から施行する。

附 則（29規則第3号・一部改正）

この規則は、平成29年10月1日から施行する。

附 則（29規則第4号・一部改正）

この規則は、平成29年10月26日から施行する。

附 則（29規則第5号・一部改正）

この規則は、平成30年2月1日から施行する。

附 則（29規則第6号・一部改正）

この規則は、平成30年3月1日から施行する。

附 則（30規則第1号・一部改正）

この規則は、平成30年6月1日から施行する。

附 則（30規則第2号・一部改正）

この規則は、平成30年8月1日から施行する。

附 則（30規則第3号・一部改正）

この規則は、平成30年10月1日から施行する。

附 則（30規程第14号・一部改正）

この規程は、平成30年11月1日から施行する。

附 則（30規程第28号・一部改正）

この規程は、平成31年3月1日から施行する。

附 則（30規則第4号・一部改正）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（31規則第1号・一部改正）

この規則は、平成31年5月1日から施行する。

附 則（令01規程第2号・一部改正）

この規程は、令和元年6月1日から施行する。

附 則（令01規程第4号・一部改正）

この規程は、令和元年7月1日から施行する。

附 則（令01規則第2号・一部改正）

この規則は、令和元年8月1日から施行する。

附 則（令01規程第12号・一部改正）

この規程は、令和元年9月1日から施行する。

附 則（令01規則第3号・一部改正）

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

附 則（令01規則第4号・一部改正）

この規則は、令和元年10月3日から施行する。

附 則（令01規程第18号・一部改正）

この規程は、令和元年11月15日から施行する。

附 則（令01規則第5号・一部改正）

この規則は、令和2年1月29日から施行する。

附 則（令01規程第40号・一部改正）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令02規程第5号・一部改正）

この規程は、令和2年7月1日から施行する。

附 則（令02規則第1号・一部改正）

この規則は、令和2年7月1日から施行する。

附 則（令02規則第2号・一部改正）

この規則は、令和2年10月1日から施行する。

附 則（令02規則第3号・一部改正）

この規則は、令和3年1月1日から施行する。

附 則（令02規則第4号・一部改正）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令03規則第1号・一部改正）

この規則は、令和3年5月1日から施行する。

附 則（令03規則第2号・一部改正）

この規則は、令和3年6月1日から施行する。

附 則（令03規則第3号・一部改正）

この規則は、令和3年8月1日から施行する。

附 則（令03規則第4号・一部改正）

この規則は、令和3年10月1日から施行する。

附 則（令03規則第5号・一部改正）

この規則は、令和3年11月1日から施行する。

附 則（令03規則第6号・一部改正）

この規則は、令和4年3月1日から施行する。

附 則（令03規則第7号・一部改正）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令04規則第1号・一部改正）

この規則は、令和4年6月1日から施行する。

附 則（令04規則第2号・一部改正）

この規則は、令和4年7月1日から施行する。

附 則（令04規則第3号・一部改正）

この規則は、令和4年10月1日から施行する。

附 則（令04規則第4号・一部改正）

この規則は、令和4年10月11日から施行する。

附 則（令04規則第5号・一部改正）

この規則は、令和5年1月1日から施行する。

附 則（令04規則第6号・一部改正）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令05規則第1号・一部改正）

この規則は、令和5年6月1日から施行する。

附 則（令05規則第2号・一部改正）

この規則は、令和5年7月27日から施行する。

附 則（令05規則第3号・一部改正）

この規則は、令和5年10月1日から施行する。

附 則（令05規則第4号・一部改正）

この規則は、令和6年1月1日から施行する。

附 則（令05規則第5号・一部改正）

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令06規則第1号・一部改正）

この規則は、令和6年5月1日から施行する。

別表第1 研究企画室、連携推進室、運営室、研究部門及び研究センター

領域	研究企画室、連携推進室	研究部門	研究センター
エネルギー・環境領域	エネルギー・環境領域研究企画室、エネルギー・環境領域連携推進室	電池技術研究部門	再生可能エネルギー研究センター
		省エネルギー研究部門	先進パワーエレクトロニクス研究センター
		安全科学研究部門	
		エネルギープロセス研究部門	
		環境創生研究部門	
	ゼロエミッション研究企画室		ゼロエミッション国際共同研究センター
生命工学領域	生命工学領域研究企画室、生命工学領域連携推進室	バイオメディカル研究部門	
		生物プロセス研究部門	
		健康医工学研究部門	
		細胞分子工学研究部門	
情報・人間工学領域	情報・人間工学領域研究企画室、情報・人間工学領域連携推進室	人間情報インタラクション研究部門	サイバーフィジカルセキュリティ研究センター
			人間拡張研究センター
			人工知能研究センター
			インダストリアルCPS研究センター
			デジタルアーキテクチャ研究センター
材料・化学領域	材料・化学領域研究企画室、材料・化学領域連携推進室	機能化学研究部門	触媒化学融合研究センター
		化学プロセス研究部門	機能材料コンピュータシミュレーションデザイン研究センター
		ナノ材料研究部門	ナノカーボンデバイス研究センター
		極限機能材料研究部門	
		マルチマテリアル研究部門	

エレクトロニクス・製造領域	エレクトロニクス・製造領域研究企画室、エレクトロニクス・製造領域連携推進室	製造技術研究部門	センシングシステム研究センター
		デバイス技術研究部門	プラットフォームフォトニクス研究センター
		電子光基礎技術研究部門	新原理コンピューティング研究センター
			先端半導体研究センター
	ナノプロセッシング施設運営室		
地質調査総合センター	地質調査総合センター研究企画室、地質調査総合センター連携推進室	活断層・火山研究部門	
		地圏資源環境研究部門	
		地質情報研究部門	
計量標準総合センター	計量標準総合センター研究企画室、計量標準総合センター連携推進室	工学計測標準研究部門	
		物理計測標準研究部門	
		物質計測標準研究部門	
		分析計測標準研究部門	
量子・AI融合技術ビジネス開発グローバル研究センター	連携推進室		

別表第2 O I L

研究企画室	O I Lの名称	研究及び開発の内容	連携研究サイト
生命工学領域研究企画室	生体システムビッグデータ解析O I L	生体システムに係る各種ビッグデータの情報解析技術及び実データへの適用による生命医科学の新規知見の創出に関する研究及び開発	早稲田大学連携研究サイト
	先端フォトンクス・バイオセンシングO I L	フォトンクス分析の高度基盤技術を実装し、多彩な生体分子を計測する次世代バイオセンシングシステムに関する研究及び開発	大阪大学連携研究サイト
材料・化学領域研究企画室	先端オペランド計測技術O I L	先端オペランド計測技術を活用した材料・デバイス・ものづくり技術に関する研究及び開発	東京大学連携研究サイト
	数理先端材料モ	数理先端材料モデリングに関する	東北大学連携研究

	デリングOIL	研究及び開発	サイト
	食薬資源工学OIL	生物資源を原料とした機能性食品又は医薬品を用途とする物質の生産技術に関する研究及び開発	筑波大学連携研究サイト
エレクトロニクス・製造領域研究企画室	窒化物半導体先進デバイスOIL	窒化物半導体デバイスに関する研究及び開発	名古屋大学連携研究サイト
	AIチップデザインOIL	AI機能付デジタル・アナログ・センサ集積システムに関する研究及び開発	東京大学連携研究サイト

別表第3 連携研究ラボ

連携推進室	連携研究ラボの名称	研究及び開発の内容
生命工学領域連携推進室	東邦ホールディングス-産総研 ユニバーサルメディカルアクセス社会実装技術連携研究ラボ	複雑化・多様化・高度化する医療を国土の隅々まで届けられる仕組み創りに必要な技術に関する研究及び開発
	コニカミノルタ-産総研 バイオプロセス技術連携研究ラボ	バイオものづくりにおけるプロセスモニタリングシステム技術開発とバイオプロセスへの適用に関する研究及び開発
材料・化学領域連携推進室	バルカー-産総研 先端機能材料開発連携研究ラボ	先端的機能材料に関する研究及び開発
	DIC-産総研 サステナビリティマテリアル連携研究ラボ	持続可能な社会実現のための材料に関する研究及び開発
	日本特殊陶業-産総研 カーボンニュートラル先進無機材料連携研究ラボ	カーボンニュートラルに貢献する先進無機材料に関する研究及び開発
	日油-産総研 スマート・グリーン・ケミカルズ連携研究ラボ	脱炭素及び生活の豊かさに貢献する機能材料の研究および開発
情報・人間工学領域連携推進室	豊田自動織機-産総研 アドバンスト・ロジスティクス連携研究ラボ	次世代物流ソリューションに向けた共通基盤技術及びそれらのアプリケーションの実用化に関する研究及び開発
	AIST-CNRS ロボット工学連携研究ラボ	実世界におけるロボットの自律性の向上を中心とした基盤技術に関する研究及び開発
	SOMPO-産総研 RDP 連携研究ラボ	リアルデータの活用による社会課題解決に向けたサービスの創出と品質及び

		生産性向上に関する研究及び開発
	日立-産総研 サークュラーエコノミー連携研究ラボ	サーキュラーエコノミーの評価方法・指標及びその実現に向けたデジタル基盤に関する研究及び開発
エレクトロニクス・製造領域連携推進室	N E C-産総研 量子活用テクノロジー連携研究ラボ	量子性に基づいた先端技術領域の研究及び開発
	J X金属-産総研 未来社会創造 素材・技術連携研究ラボ	電子デバイス等に用いる先端素材・技術の研究及び開発
計量標準総合センター連携推進室	堀場製作所-産総研 粒子計測連携研究ラボ	国際的に競争力のある信頼性の高い粒子計測分析システムの研究及び開発

別表第4 業務部

部	室	グループ	除外業務
業務部	総務室		第1号、第4号、第5号、第7号、第16号及び第20号から第23号
	第一研究支援室	研究支援Aグループ 研究支援Bグループ 研究支援Cグループ 研究支援Dグループ	第4号、第5号、第9号、第16号、第20号から第23号及び第31号から第33号
	第二研究支援室	研究支援Eグループ 研究支援Fグループ 研究支援Gグループ 研究支援Hグループ	第4号、第5号、第9号、第16号、第20号から第23号及び第31号から第33号
	第三研究支援室		第4号、第5号、第9号、第16号、第20号から第23号及び第31号から第33号

別表第5 業務室

事業組織	業務室	グループ	除外業務
福島再生可能エネルギー研究所	業務室	総務安全グループ 研究事務グループ	第26号から第30号まで、第32号及び第33号
柏センター	業務室	総務安全グループ 研究事務グループ	第5号、第26号から第30号まで、第32号及び第33号

臨海副都心センター	業務室	総務安全グループ 研究事務グループ	第5号、第30号、第32号 及び第33号
北陸デジタルものづくりセンター	業務室		第5号、第16号、第30号、 第32号及び第33号
北海道センター	業務室		第30号、第32号及び第33号
東北センター	業務室		第30号、第32号及び第33号
中部センター	業務室	総務安全グループ 研究事務グループ	第30号及び第33号
関西センター	業務室	総務安全グループ 研究事務グループ	第30号及び第33号
中国センター	業務室		第30号、第32号及び第33号
四国センター	業務室		第30号、第32号及び第33号
九州センター	業務室		第30号、第32号及び第33号